

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における  
県税の課税免除に関する条例施行規則をここに公布する。

令和三年七月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県規則第七十二号

### 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区

#### 域における県税の課税免除に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例(令和三年広島県条例第十五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第三条第三項に規定する規則で定める公害の防止に関する法令)

第二条 条例第三条第三項に規定する規則で定める公害の防止に関する法令は、次のとおりとする。

- 一 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)
- 二 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三百三十八号)
- 三 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)
- 四 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)
- 五 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)
- 六 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)
- 七 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十六号)
- 八 悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)
- 九 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)
- 十 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)

(課税免除の申請)

第三条 条例第四条第一項の規定による申請書の提出は、別記様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添えてするものとする。

- 一 取得等(条例第二条第七号に規定する取得等をいう。以下同じ。)をした特別償却設備(条例第二条第六号に規定する特別償却設備をいう。以下同じ。)の所在する事業所全体の平面図

二 前号の事業所の年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類

三 取得等をした特別償却設備に係る固定資産の取得価額の明細書(別記様式第二号)

四 前号の特別償却設備に係る増加生産見込表

2 条例第四条第二項の規定による申告は、別記様式第三号による計算書に次に掲げる書類を添えてするものとする。

一 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第五項において準用する

- 同法第十一条第三項の償却費の額の計算に関する明細書又は同法第四十五条第四項において準用する同法第四十三条第二項の償却限度額の計算に関する明細書の写し
- 二 取得等をした特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の条例第三条第一項第一号の規定の適用を受ける年又は事業年度に係る貸借対照表、事業報告又は損益計算書の写し
- 3 条例第四条第三項の規定による申請書の提出は、別記様式第四号による申請書によりするものとする。

(申請書等の提出先)

第四条 条例及びこの規則の規定により提出する申請書等は、次の表の上欄に掲げる提出者の区分に従い、当該下欄に掲げる提出先に提出するものとする。

提出者の区分	提出先
一 一の県税事務所の管轄区域内に、事務所又は事業所及び取得等をした特別償却設備を有する者	管轄県税事務所長
二 二以上の県税事務所の管轄区域にわたり、事務所又は事業所及び取得等をした特別償却設備を有する者	主たる事務所又は事業所の所在地を管轄する県税事務所長
三 畜産業又は水産業を行う個人	管轄県税事務所長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号 (第3条関係)

年 月 日					
広島県 県税事務所長様	申請者 住所 (所在地) 氏名 (名称及び代表者の氏名)				
産業振興促進区域における県税の課税免除申請書					
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例第4条第1項の規定により、次のとおり課税免除を受けることを申請します。					
税 目	年 度	事業年度又は年			
税	年度	年 月 日から 年 月 日まで			
事業の種類	資本金の額等	取得等の区分			
		新設・増設・その他 ( )			
取得等に関する特別償却	設備の名称及び所在				
	設備を事業の用に供した年月日	年 月 日			
	設備に係る固定資産の取得価額の合計額	円			
	設備に係る増加生産見込額	円			
土地	所在及び地番	地目	面積	取得年月日	取得価額
			平方メートル	年 月 日	円
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例第3条第3項に規定する公害関係法令の違反の有無					※ 有・無

- (注) 1 「事業の種類」欄には、製造業にあつては日本標準産業分類の中分類の種類を、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業にあつてはその旨を記入してください。
- 2 「資本金の額等」欄には、資本金の額又は出資金の額を記入してください。
- 3 「取得等の区分」欄は、該当するものを○で囲ってください。新設又は増設以外の場合は、その他に○をし、括弧内に具体的な内容を記入してください。
- 4 ※印欄は、該当するものを○で囲ってください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第2号（第3条関係）

		年 月 日			
広島県	県税事務所長様				
		申請者 住所 (所在地) 氏名 (名称及び代 表者の氏名)			
固定資産の取得価額の明細書					
取得等をした特別償却設備に係る固定資産の取得価額の明細は、次のとおりです。					
固定資産	取得年月日	減価償却 開始年月日	耐用 年数	取得価額	備考
	. .	. .	年	円	
	. .	. .			
中 欄 省 略					
	. .	. .			
合 計	/	/	/		

- (注) 1 固定資産とは、法人税法施行令第13条第1号から第7号まで又は所得税法施行令第6条第1号から第7号までに掲げる固定資産（建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品をいう。）のうち、製造の事業の用、情報サービス業等の事業の用又は農林水産物等販売業の用に直接供されるものに限り、土地はもとより、倉庫（専ら原材料、製品、危険物その他の物資の保管に使用されている倉庫をいう。）、販売のための事務所、事務所用備品及び乗用自動車、福利厚生のために設けられている売店、理容所、会館、寄宿舎等の建物は、これに該当しません。ただし、旅館業法第2条に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業を事業とする場合には、これらの事業の用に供する旅館・ホテル用又は簡易宿所用の建物（その構造及び設備が旅館業法第3条第2項に規定する基準を満たすものに限る。）を固定資産とします。
- 2 「固定資産」欄には、法人税法及び所得税法の確定申告書の別表「減価償却の明細書」との照合ができるよう記入してください。
- 3 「耐用年数」欄には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数を記入してください。
- 4 固定資産のうち、既存の工場設備等を他から移転し、又は譲り受けたものがある場合は、「備考」欄にその旨を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

広島県 県税事務所長様

申告者  
住所  
(所在地)

氏名

(名称及び代  
表者の氏名)

産業振興促進区域における事業税の課税免除計算書

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例第3条第1項第1号の規定により課税免除される事業税額及びその算出基礎について、同条例第4条第2項の規定により、次のとおり申告します。

1 取得等をした特別償却設備

所在	事業年度 又は年	年 月 日から 年 月 日まで	操業開始 年 月 日	年 月 日
名称			申告区分	確定・修正・再修正

2 課税免除を受ける課税標準及び税額

所得区分	税率 ①	所得 ②	本県にお ける課税 標準額 ③	算出税額 ③ × ① ④	課税免除額		課税免除後の額	
					課税標準額 ③ × ⑫ ⑤	税額 ⑤ × ① ⑥	課税標準額 ③ × (1-⑫) ⑦	税額 ⑦ × ① ⑧
地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業								
所得金額	年額 万円以下		円	円	円	円	円	円
	年額 ～ 万円							
	年額 万円超 又は軽減税率不適用法人の金額							
	計							
地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業又は個人が行う事業								
所得金額								
合計								

3 課税免除額算出の基礎となった分割基準

区分	計												事業年度 末日現在 における 数値	備考	
	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末			
本県内の従業者数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	⑨	
課税免 除を受 ける事 業所等	課税免除の対象と ならない従業者数												⑩		
	課税免除の対象 となる従業者数												⑪		

比率  $\left( \frac{⑪}{⑨} \right)$  0. \_\_\_\_\_ ⑫

4 上記「事業年度又は年」内における過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例第3条第3項に規定する公害関係法令の違反の有無

有・無

(裏)

- (注) 1 この計算書は、事業税の申告書とともに提出してください。
- 2 この計算書は、取得等をした設備を事業の用に供した日の属する事業年度又は年ごとに作成するとともに、別にそれらの総括表を作成してください。
- 3 「課税免除額」, 「課税免除後の額」を算出する場合は、課税標準額については⑤及び⑦, 税額については⑥及び⑧の段階において端数計算をしてください。
- 4 「本県内の従業者数」欄には、課税免除を受ける事業所等の従業者数を含めて記入してください。
- 5 「事業年度末日現在における数値」欄には、地方税法第72条の48の規定に準じて算出した数値を記入し、「備考」欄に、その根拠（地方税法第72条の48のうちの該当する項及び号）を記入してください。
- 6 主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）、ガス供給業又は倉庫業の法人については、3の「区分」欄の「従業者数」とあるのを「事業年度の末日現在における固定資産の価額」と読み替えて、当該固定資産の価額を⑨及び⑩の欄に記入してください。
- 7 ⑫の数値は、小数点以下7位まで算出し、8位以下は切り捨ててください。
- 8 1の「申告区分」欄及び4は、該当するものを○で囲んでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第4号（第3条関係）

年 月 日		広島県 県税事務所長様		申請者 住所 氏名
<p>産業振興促進区域における個人の事業税の課税免除申請書</p> <p>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例第4条第3項の規定により、次のとおり課税免除を受けることを申請します。</p>				
年 度	年 度	所得の算定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
事業の種類	畜産業・水産業	事務所等の所在地		
課税免除を受けようとする 所得金額 ①		税率 ②	課税免除額	
			課税標準額 ③	税 額 ③ × ② ④
円			円	円
当該事業の従業者数		当該事業の年間延労働日数		自家労力の割合 ⑨
家族従業者 ⑤	雇 用 者 ⑥	家族労働日数 ⑦	雇用労働日数 ⑧	
人	人	延 日	延 日	0.
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例第3条第3項に規定する公害関係法令の違反の有無				※ 有・無

- (注) 1 この申請書は、事業税の申告書とともに提出してください。
- 2 「事務所等の所在地」欄には、産業振興促進区域内における事務所又は事業所の所在地を記入してください。
- 3 「課税免除を受けようとする所得金額」欄には、事業税の申告書に記入している所得金額のうち、畜産業又は水産業の所得金額を記入してください。
- 4 「課税免除額」を算出する場合は、課税標準額については③、税額については④の段階において端数計算をしてください。
- 5 「家族従事者」欄には、申請者及びその同居の親族で当該申請者の経営する事業に従事しているものの数を記入してください。
- 6 「自家労力の割合」欄の数値は、⑦/ (⑦+⑧) で算出してください（小数点以下4位以下は切り捨て）。
- 7 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。